

「平成29年度 市町村における受動喫煙防止対策状況調査結果」について

平成30年1月

熊本県健康福祉部健康局健康づくり推進課

1. 調査目的等

市町村における受動喫煙防止対策の実態を把握し、本県の受動喫煙防止施策を推進するための基礎資料としています。なお、本調査は平成22年度より実施しています。

- (1) 調査対象：県内市町村（45市町村）
- (2) 回答数：県内市町村（45市町村）
- (3) 調査期日：平成29年11月

2. 結果概要

受動喫煙防止対策の状況については、禁煙・完全分煙を実施している市町村所管の施設は、全体で86.7%となっています。このうち、本庁舎・支所・出張所における禁煙・分煙を実施している施設は97.6%となっており、年々増加しています。

今後、更なる禁煙対策に取り組むとする市町村は約7割ありますが、予定がないと回答した市町村において禁煙対策ができない理由の多くが、「来庁者の協力が得られない」でした。

市町村本庁所有の公用車においては、半数以上の市町村で全ての公用車で完全禁煙としています。

市町村では、衛生委員会等において受動喫煙防止を進めるための協議や禁煙支援が行われており、今後、さらに受動喫煙防止対策が進むことが期待されます。

3. 調査結果

(※割合は、小数点第2位を四捨五入しているため、内訳と合計が一致しない場合がある。)

問1 貴市町村の所管される施設（庁舎・出張所、体育館及び野球場、公民館）の禁煙及び分煙の状況について、該当する欄にその施設数をご記入ください。

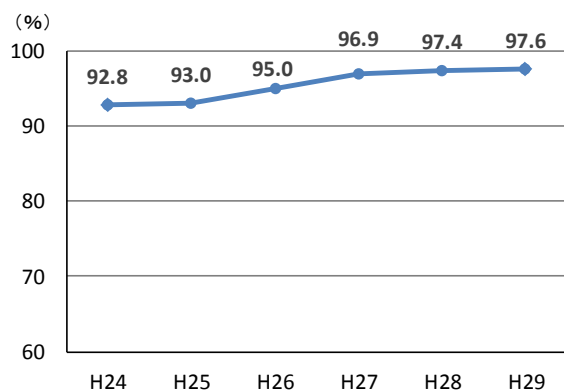
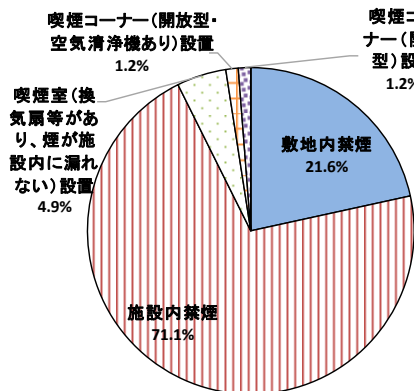
○禁煙・完全分煙にしている市町村所管の施設は、全体で86.7%です。

本庁舎・支所・出張所のみでは97.6%となっており、いずれも年々増加しています。

※「禁煙・完全分煙」とは、①敷地内禁煙、②施設内禁煙、③喫煙室（換気扇等があり、煙が施設内に漏れない）を設置している施設をいう。

	1 敷地内禁煙	2 施設内禁煙	3 なり、喫煙室（換気扇等が漏れ ない）設置	4 設置型喫煙コーナー（空気清浄機あり）	5 型喫煙コーナー（開放設置）	6 る煙ど もの時 の間 でも を設 定 さ れ て い （禁	施設総数
官公庁（本庁舎）	1	34	11	1	3	0	50
割合（%）	2.0	68.0	22.0	2.0	6.0	0.0	100.0
官公庁（支所・出張所）	87	256	9	4	2	0	358
割合（%）	24.3	71.5	2.5	1.1	0.6	0.0	100.0
官公庁（小計）	88	290	20	5	5	0	408
（小計）割合（%）	21.6	71.1	4.9	1.2	1.2	0.0	100.0
	← 97.6% →						
体育館	56	202	1	0	23	0	282
割合（%）	19.9	71.6	0.4	0.0	8.2	0.0	100.0
観覧場（野球場）	7	60	0	0	20	6	93
割合（%）	7.5	64.5	0.0	0.0	21.5	6.5	100.0
集会場（公民館）	9	215	19	2	26	62	333
割合（%）	2.7	64.6	5.7	0.6	7.8	18.6	100.0
市町村施設合計	160	767	40	7	74	68	1116
割合（%）	14.3	68.7	3.6	0.6	6.6	6.1	100.0
	← 86.7% →						

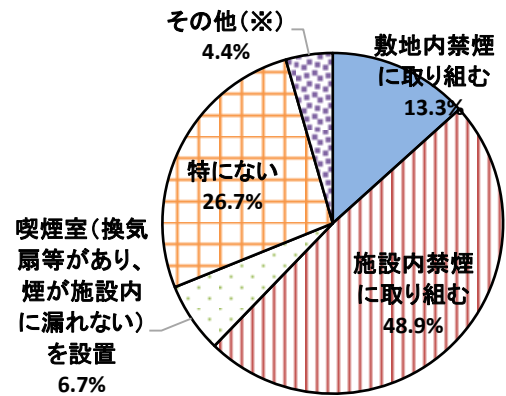
《本庁舎・支所・出張所における禁煙・完全分煙の状況》



問2 問1で、2～6の施設がある場合にお答えください。(対象 45 市町村)
 今後取り組む受動喫煙防止対策について、該当するものを1つ選んで御記入ください。

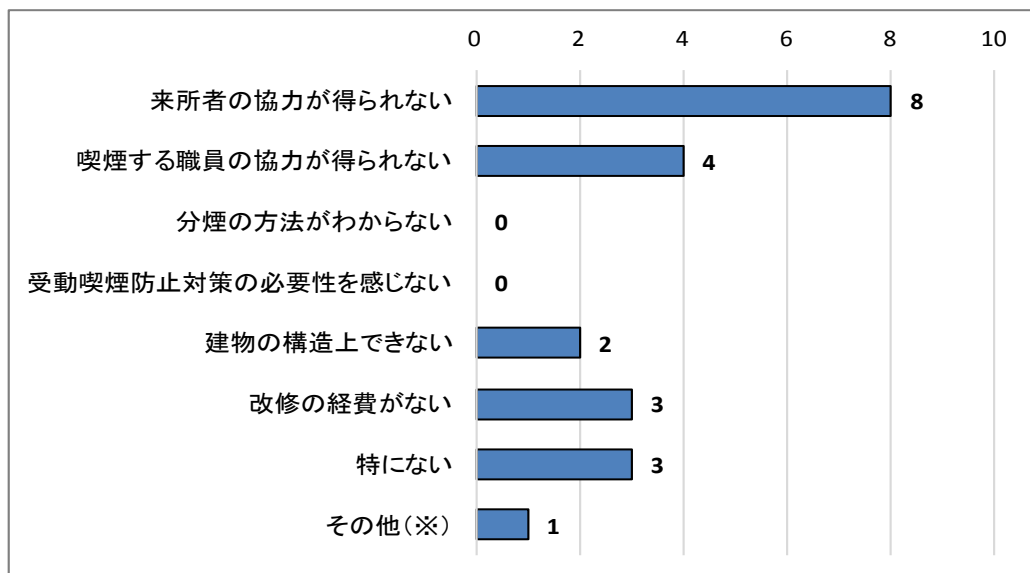
○今後、更なる禁煙・完全分煙に取り組む予定がある市町村は、31 市町村(68.9%)です。

	市町村数	割合 (%)
1 敷地内禁煙に取り組む	6	13.3
2 施設内禁煙に取り組む	22	48.9
3 喫煙室(換気扇等があり、煙が施設内に漏れない)を設置	3	6.7
4 特にない	12	26.7
5 その他(※)	2	4.4
合計	45	100.0



問3 問2で、4又は5を選択した場合にお答えください。(対象 14 市町村)
 受動喫煙防止対策が実施困難な理由を次の中から該当するものを選んで御記入ください。(複数回答可)

○受動喫煙防止対策が実施困難な理由で最も多かったのは、「来庁者の協力が得られない」でした。



※その他の回答
 ● 現状を継続。

問4 貴市町村の本庁舎における公用車所有の有無について、該当するものを1つ選んで御記入ください。

	市町村数	割合 (%)
1 公用車の所有あり	45	100.0
2 公用車の所有なし	0	0.0
合計	45	100.0

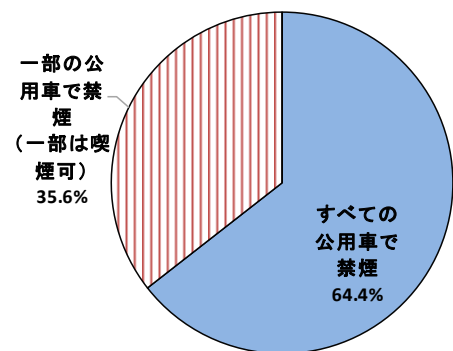
問5 貴市町村が所有される公用車の禁煙及び喫煙の状況について、該当するものを1つ選んで御記入ください。(対象 45 市町村)

○ 29 市町村 (半数以上) の市町村が全ての公用車を禁煙としています。

参考：全ての公用車で禁煙に取り組んでいる市町村数

平成 25 年度：5、平成 26 年度：22、平成 27 年度：25、平成 28 年度：28

	市町村数	割合 (%)
1 すべての公用車で禁煙	29	64.4
2 一部の公用車で禁煙 (一部は喫煙可)	16	35.6
3 すべての公用車で喫煙可	0	0.0
合計	45	100



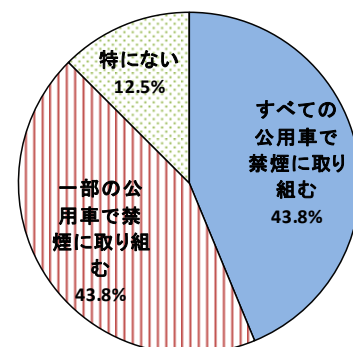
問6 問5で、2又は3を選択した場合にお答えください。(対象 16 市町村)

今後取り組む公用車の受動喫煙防止対策について、該当するものを1つ選んで御記入ください。

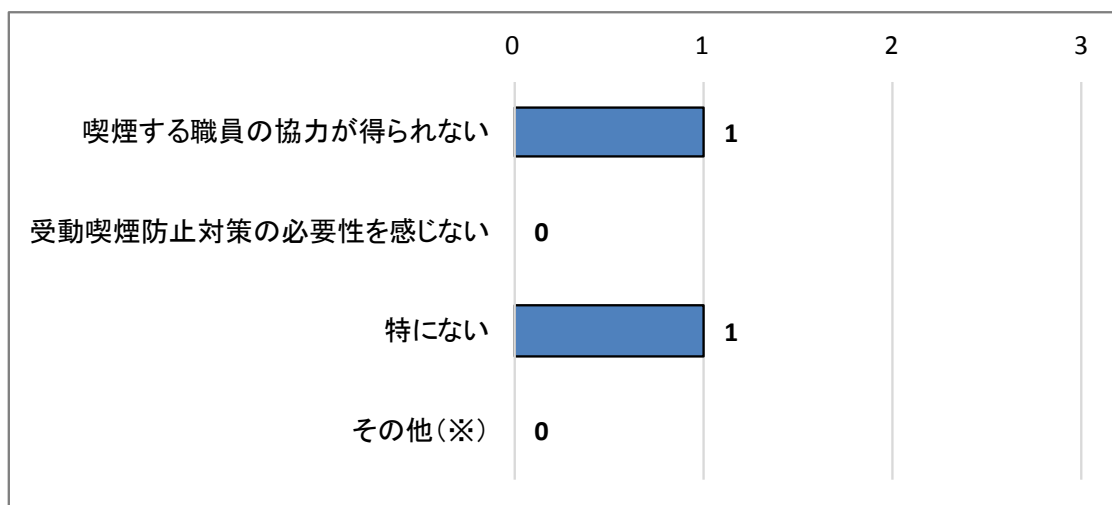
○ 14 市町村 (約9割) が、今後、公用車の禁煙対策に取り組むとしています。

	市町村数	割合 (%)
1 すべての公用車で禁煙に取り組む	7	43.8
2 一部の公用車で禁煙に取り組む	7	43.8
3 特にない	2	12.5
4 その他 (※)	0	0.0
合計	16	100

87.6%
(14 市町村)



問7 問6で、3又は4を選択した場合にお答えください。(対象2市町村)
 公用車の受動喫煙防止対策が実施困難な理由を次の中から該当するものを選んで御記入ください。(複数回答可)



問8 受動喫煙防止対策について、取り組まれていることがあれば御記入ください。

【主な回答内容】

- 「敷地内禁煙」に向けて課題整理を含めた受動喫煙防止対策を推進するための庁内会議を定期的
 的に開催している。
- 安全衛生委員会で、職員の喫煙率や施設ごとの受動喫煙防止策について報告
 - ・職員へたばこや受動喫煙等についての周知
 - ・職員の健康相談会での禁煙サポート
 - ・熊本縣市町村職員共済組合の禁煙サポート事業の紹介
- 母子健康手帳交付時、受動喫煙に関する保健指導を実施。健診結果より禁煙指導の実施。喫煙
 に関するポスターの掲示。
- 受動喫煙についてのポスターを庁舎等に掲示
- 庁議会で職員の喫煙マナーの向上を呼びかけている。
- 喫煙する職員の協力により、分煙に取り組んでいる。
- ポスターや張り紙を館内に設置し、施設内禁煙、受動喫煙防止対策の周知を行っている。
- 指定された喫煙所以外での喫煙を禁止している。
- 庁内で安全衛生委員会を定期的
 に開催しており、その中で受動喫煙防止についても話し合われ
 ている。
- 簡易な造りとなっている庁舎屋外喫煙所について、改修を計画している。